

第37回（平成27年度第2回）松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時 平成27年11月4日（水）

15：00～

場 所 松江市役所本館西棟5F 防災センター

○矢野課長 ただいまより、今年度第2回目の原子力発電所環境安全対策協議会を開催させていただきます。私、原子力安全対策課長をしております矢野と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の終了時間につきましては、16時を目標としておりますので、どうかよろしく願いをいたします。それから、本日の会議は公開により行います。また、本日の議事録につきましては、後日ホームページ等で公開をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、傍聴の皆様におかれましては、あらかじめ配付しております注意事項のほう、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

そういたしますと、議事に入ります前に、本協議会の会長であります松浦市長から御挨拶を申し上げます。

○松浦市長 皆様方には、大変御多忙の中を第2回のこの協議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の議題でございます島根原子力発電所における不適切事案についてでございますけれども、9月の11日に、松江市は中国電力から最終調査報告書の提出を受けておりますので、今回はその内容について中国電力のほうから御説明をいたし、御意見をいただきたいというふうに思っております。

また、今回、原子力規制委員会からも御出席をいただいております、保安規定違反、あるいは、保安検査の考え方、実施状況について説明をいただくことになっております。

この不適切事案につきましては、松江市といたしましては、9月の18日でございますが、原子力規制委員会へ申し入れを行いまして、そのほか島根県と連携した立入調査も行ってきております。今後も注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

皆様方には限られた時間でございますけれども、活発な御議論をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○矢野課長 本日の議事は会議次第にありますように、島根原子力発電所における不適切事案についてでございます。まず初めに、事務局から経過をお話しして、続けて中国電力から御説明をいただき、その後に質疑の時間を設けたいと思っております。

次に、原子力規制庁から御説明いただき、また、質疑の時間を設けたいと考えております。どうかよろしく願いをいたします。

そうしますと、ここで、本日お越しいただきました説明者の方を御紹介いたします。

原子力規制委員会原子力規制庁・島根原子力規制事務所の竹原所長でございます。

○島根原子力規制事務所 竹原でございます。よろしくお願いいたします。

○矢野課長 そのお隣が、同事務所、三浦保安検査官でございます。

○島根原子力規制事務所 三浦でございます。よろしくお願いいたします。

○矢野課長 それから、中国電力株式会社島根原子力本部の古林本部長でございます。

○中国電力 古林です。よろしくお願いいたします。

○矢野課長 そのお隣が、北野原子力発電所長でございます。

○中国電力 北野でございます。よろしくお願いいたします。

○矢野課長 次に、原子力本部の長谷川副本部長でございます。

○中国電力 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○矢野課長 お隣が広報部の栞谷部長でございます。

○中国電力 栞谷です。よろしくお願いいたします。

○矢野課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

協議会の要綱規定に基づきまして、議長は会長である市長が行います。どうかよろしくお願いいたします。

○松浦会長 それでは、議題（１）、島根原子力発電所における不適切事案についてでございます。事務局のほうから経過を説明しまして、引き続き、中国電力のほうから説明をいただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○多久和防災安全部長 失礼します。防災安全部長の多久和でございます。私のほうから、これまでのところの市としての取り組みを含めて経過を簡単に御説明いたします。

議題でございます島根原子力発電所における不適切事案についてということで、資料１に簡単にまとめておりますのでごらんいただきたいと思います。前回のこの協議会、７月

28日にございましたので、それ以降の対応について御説明いたします。8月5日に原子力規制委員会の委員会が開催されまして、今回の不適切事案を保安規定違反（監視）という区分として判定されたということでございます。次に、9月11日でございますけれども、中国電力から最終調査報告書の提出を受けたところであります。この提出を受けまして、先ほど市長も御挨拶で申し上げましたが、9月18日に、市長が上京いたしまして、原子力規制委員会に対して、中国電力への厳格な指導監督をお願いするとともに、中国電力が策定する再発防止対策が着実に実行され、安全文化が醸成されているのか、中国電力が原子力発電所を動かす組織として適切なものになっているのか、そういったことを確認、評価すること。そして規制委員会が確認、評価された結果を議会や市民に対して丁寧に説明いただくように要請しております。

この間、松江市と島根県共同でございますけれども、8月6日と9月17日に、原子力発電所の立入調査を行いまして、担当者の職場環境であるとか、発注手の詳細ですとか、原因分析の結果、さらには再発防止対策の内容などについて報告書の内容の確認を行っております。市といたしましては、今後も島根県と連携して必要な調査を行うとともに、規制委員会が行う保安検査、保安調査、そういったものの内容を確認してまいりたいと考えているところでございます。

本日は、最初に中国電力から最終調査報告書について、続いて、原子力規制庁・島根規制事務所のほうから保安規定違反、保安検査などについて説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、中国電力さんからよろしくお願いします。

○中国電力 中国電力の古林でございます。初めに一言、御挨拶を申し上げます。

松江市原子力発電所環境安全対策協議会の皆様方には、平素から当社事業運営に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用います流量計問題につきましては、松江市の皆様を初め、多くの方々からの信頼を大きく損ねる結果となり、改めて心からおわびを申し上げます。

本件の概要につきましては、7月の28日の本協議会において、事象公表時の情報をもとに御説明をさせていただいたところでございますけれども、事象公表後の、外部第三者による調査、検証の結果や原因分析、再発防止対策、こういったものを調査報告書として取りまとめまして、9月11日に報告をさせていただいたところでございます。調査の結果、本件は流量計の校正を単に失念したものではなくて、みずからのミスを隠すために記

録の写しを不正に作成するなど、不適切な行為を行っていたということが判明をいたしております。組織としてもそれを未然に防止ができなかったということでございました。

当社は、今後同様の事案を発生することがないように、業務管理の仕組み、業務運営の改善、さらには原子力安全文化醸成活動の推進、こういった再発防止対策を策定をしたところでございます。固型化設備の稼働前に行う確認プロセスの改善、また、全発電所員を対象としました研修、事例研修など可能なものについては、既に実施段階に入っているところでございますけれども、その他の対策につきましてもできるだけ速やかに展開をする予定といたしております。当社といたしましては、策定をいたしました再発防止対策を確実に実行し、地域の皆様からの信頼回復に努めてまいります。御指導を賜りますよう、お願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。

○中国電力 続いて、長谷川でございます。手元の資料2をごらんいただけますでしょうか。

まずは、めくっていただきまして、③ページ目をごらんください。こちらが今回、問題となりました原子力発電所から発生いたします低レベル放射性廃棄物の管理、処理を簡単にポンチ絵にまとめたものでございます。一般的に発電所を運転いたしますと、気体、液体、固体の放射性廃棄物が発生してまいります。今回、問題になりましたのは、そのうちの固体状の廃棄物でございます。固体状の廃棄物につきまして、まずは、燃えるものにつきましては、焼却炉で焼却をいたして灰にし減容という形でかさを減らして処分を行います。今回問題になりましたのは、燃えないもの、つまり金属であったり、あるいはプラスチック類でございます。この図の一番下のルートをごらんいただきますと、そのうち、金属、プラスチック類のうち溶けるもの、例えば金属でございますけれども、こちらは熔融炉という施設を使いまして、溶かして同じくかさを減らします。また溶けないものにつきましては、直接ドラム缶に詰めてモルタルで固型化する。この右下の赤い枠で囲った処理を行うわけでございます。

その処理をいたしましたドラム缶でございますけれども、次の④ページ目、青森県六ヶ所村、日本原燃が運営をしております、低レベル放射性廃棄物埋設センターで、浅い部分で埋めるという処分を行います。実は、私どももこの9月に1,200数十本のこのドラム缶を青森県のほうへ搬出する予定でございましたけれども、今回の不適切事案に伴いまして、その輸送を見合わせております。ごらんの写真のとおりでございまして、既に20

年以上の良好な運用実績がございます。当社分につきましても、1万本、8,000本と、それぞれ既に処分がなされてございます。

続いて、⑤ページ目をごらんください。先ほど申しました金属、あるいはプラスチックの処理方法をこの絵で示したものでございます。左は、金属等でございますので、キャニスタという専用の容器で溶融炉で溶かしてかさを減らします。そして、黄色い200リッターのドラム缶に詰めまして、そのすき間をモルタルで固化すると、こういう処理を行っております。一方、右側の塩化ビニール、あるいはプラスチックでございますが、こちらにつきましては、細かく裁断をいたしまして直接ドラム缶に充填、そのすき間を同様にモルタルで固型化すると、こういった処理を行ってございます。

続いて、⑥ページ目をごらんください。今、申し上げましたようなフローの、今回問題となりましたのは、この赤い部分、固型化設備で発生しております。

続いて、⑦ページ目をごらんください。今回のモルタル固型化設備でございますけれども、発電所の本体の施設、いわゆる1号機、2号機とは異なります専用の、私ども、サイトバンカと呼んでおりますけれども、放射性廃棄物の処理設備の中にごございます。ごらんのように、4階建ての簡単な構造をなしております、最終的には先ほど来申し上げております、2階にごございますこの黄色いドラム缶に、中にモルタルを充填固化すると、こういう作業でございますので、一番最上階、こちらには、そのモルタル材がためられますサイロがございます。そして、次の3階のところでモルタルと水をまぜると、こういった仕組みになっております。御存じのように、モルタルに水を添加いたしますと固まりますので、適正量の水を加えることによって必要な強度のモルタルを作製する、こういうシンプルな構造でございます。その際に重要になりますのが、3階の右、赤枠でくくってございます2台の流量計でございます。こちらは、モルタルに添加いたします水の流量を管理して必要な強度を出していくと、そういった計器でございます。そしてさらには、Mの3階にごございますモルタル充填流量計、こちらはモルタルと水がまざった後の流量をはかる機器でございます。今回問題になりましたのは、この赤枠でくくってございます水流量計とモルタル流量計でございます。なお、この黄色いドラム缶、最終的にモルタルを充填した後、作業者がふたをいたします。その際に、適切に固化されてるかにつきましては、目視で監視をする、そういった作業の流れになっております。

⑧ページ目、その現状、点検が行われていなかった流量計でつくられた、1,100本程度でございますけれども、そのドラム缶の管理状況でございます。専用のドラム缶の貯蔵

所D棟というところで、この写真のように3段積みで管理をしております。私どもは定期的にドラム缶に破損がないか、あるいは、表面の放射線の量、さらには表面に放射性物質がついていないか、そういったものを管理しながら適切に現在貯蔵をしている状況でございます。

こういった事態を受けまして、⑩ページ目をごらんください。第三者の方のお力添えをいただきながら徹底した調査を進めてまいりました。社長をトップといたします組織を編成いたしまして、ごらの調査・分析班、監査班、再発防止対策班から成っております。特に第三者の方々には節目節目で検証をいただいております。とりわけ、不正に組織的関与がなかったかにつきましては、外部第三者の方の直接的な当事者への聞き取り調査なども実施してまいりました。

そのような体制のもと、⑫をごらんください。判明いたしました事実が時系列で記載されてございます。まず、この表の①番目、平成25年8月でございます。先ほど来、御説明しておりますこの計器ですけれども、社内のルールに基づきまして、半年に1回点検を行うことにしております。ここでは、校正という表現をしておりますけれども、具体的に言いますと、メーカーのほうへ直接この計器を送りまして、実際に水、あるいはモルタルを流して、適正な流量がはかれるかどうかを確認することを校正と申しております。25年8月に、今回、水流量計2台のうちの1台、そしてモルタル流量計の2台を当社の社員でございますけれども、当該担当者がメーカーのほうへ校正をするために送っております。その際、社内では禁じられておりますメールでの発注を行っております。もちろん、その後正式な手続をするつもりであったというふうには申しておりますけれども、この時点で、その処理を失念しております。社内のルールでは、こういった契約につきましては専門の部署が行うことになってございます。

そして、②の平成25年9月でございますが、この3台の流量計が工場のほうから送り返されております。その際、水流量計1台、さらにはモルタル流量計の1台については、校正の結果、不調であるということが担当者のほうへ回答がなされております。具体的な不調の状況でございますが、水流量計につきましては、適正流量を外れた場合に指示がばらつく、モルタル流量計1台につきましては、流量ゼロの当たりの指示にばらつきがあると、こういったものもございました。この連絡を、当該担当者は自分のところで伏せておまして、この時点でも上司を含めて相談、報告をしてございません。

そして、③、④でございますけれども、固化設備を再度動かすということで、この不調

の計器を当該担当者はそのまま取りつけております。そして結果、固型化設備の運転が再開されまして、先ほども申しましたけれども、いわゆる計器の校正がなされていない、つまり、固化体としての品質が保証できないドラム缶約1,100本を当社は作製をしてございます。

そして先ほど、処分事業者である日本原燃のほう、六ヶ所村のほうへ輸送する予定であったと申しましたけれども、必ずその際、この日本原燃の輸送前監査が2度ございます。それが⑤と⑥の2回でございます。この当該担当者、最初の監査、26年の10月のときに、結果4件の点検、校正を実施していないにもかかわらず、過去の適正な校正データをコピーいたしまして、そこの日付を貼りかえる、あるいは押印もどうも貼りつけたようでございますけど、そういった形で4件の偽造の校正記録を作成してございます。しかしながら、この10月の監査では校正記録の原本の確認にまで至っておりませんでした。次に、ことしの6月でございますけれども、2度目の日本原燃の監査の際に、点検データ、校正記録の原本の提示が求められました。当然、実際には行っていないわけでございますので、結果、こういった当該担当者が記録を偽造していたということが明らかになったわけでございます。当初、6月の下旬にこの事案を公表した際には、点検の失念と、その後の記録の偽造というふうに申し上げておりましたけれども、ごらんのようにその後、実は失念は、メーカーへの正式な発注でございまして、その後不正を重ねていたということがわかったわけでございます。この件についてその時点で公表すべきではなかったかというような御批判もいただいておりますけれども、当社といたしましては、第三者の方の調査報告、全てまとまった時点で結果を公表するという判断をいたしました。今後の運営において十分反映してまいりたいと思っております。なお、この当該担当者でございますけれども、この業務にはかなり以前から従事しております、この点検、さらには日本原燃の監査についても適正に対応したという実績もございます。

続いて、⑬ページ目でございます。今御説明したような内容をこの表にまとめたものでございます。一番上の行でございますけれども、①から⑥、平成25年度から27年度にかけて時系列的に展開したものでございます。また、中段の赤い三角、こちらが今回不正が行われた点検記録の時期でございます。さらには、下2つには、ドラム缶の製作状況が記載してございまして、先ほど申しましたように、この校正がされていない流量計で作製したドラム缶1,100体、こちらが現在品質が確認できないという状況で、1,100本でございますけれども、発電所の中で保管をしてございます。

そんなことを受けまして、当社はまず、ほかに不正がないか、あるいは点検漏れはないかということを早急に調査いたしました。そちらが、この⑭ページ目でございます。まずは、ほかに点検がなされていない機器がないかを確認いたしました。ここで、EAMという言葉が記載されてございます。注意書きで下のほうに統合型保全システムの略称というふうに書いてございますけれども、これは後ほど御説明しますけれども、平成22年の点検不備問題を受けまして、その対策として導入した点検管理のシステムでございます。今回、そのEAMで管理をしていない機器について事案が発生しておりますので、ほかに問題はないかを確認いたしましたけれども、本事案の2機器以外には問題はございませんでした。また、当該担当者がほかに行った点検業務、こちらで不正があったり、あるいは不備がないか、同じように1,377記録を調べましたけれども、本事案以外には問題はございませんでした。次に、過去に既に搬出したこの固化体の作製に当たる記録、問題はなかったか、過去分8,272本分をチェックいたしましたけれども、こちらについても問題はございませんでした。さらには、当該担当者以外に不正は行われていなかったか、ほかの社員には問題なかったかという観点で、外部にかかわる業務371記録を点検いたしましたけれども、こちらについても問題はございませんでした。

⑮ページ目が、先ほど申しましたEAMの概要でございます。こちらは、広く一般産業でも用いられております、点検管理用のシステムでございます。先ほど申しました点検不備問題の再発防止対策として現在導入し、さらにはその拡大を進めているものでございます。

⑯ページ目も同じ、EAMの点検管理方法でございます。この中段にございますように、現在、私ども発電所ではほぼ6万弱の機器をこの管理をしてございますけれども、そのうち左の下、既に5万9,000機器につきましてはEAMで管理がなされております。つまり機械化がなされていると、今回の問題が起きました機器含めて、まだわずかではございますけれども、EAM以外の管理をしているものもございます。もちろんEAM以外の管理につきましても適切な手順を定めておりますけれども、今回のような事案が起きたことを踏まえて、今後、EAMへの導入の拡大、さらには、どうしてもEAMにはそぐわない、例えば、点検周期が一定でないといったような機器についても、しっかりとした点検管理を行うことにしてございます。今回のこの不正問題を受けまして、再度、EAMの有効性については検証ができたものではないかというふうにも考えてございます。

続いて、⑱ページ目からが、原因分析と再発防止対策でございます。2度の不正、ある

いは不備を受けまして、その再発防止の際中、再度起こったということを非常に重く受けとめまして、まずは、問題点として2つを抽出しております。その1つが、組織として未然に防止できなかった。もう一つが、なぜ担当者は不正な行為を行ったのかでございます。こういった問題点をもとに、さらに問題点を掘り下げてございます。業務管理の仕組みの問題ということで、いわゆるEAMで管理がなされていないものについての不備、そういったところを検証いたしました。また、手順につきましても、点検、確認のポイントなども含めて問題があったということがわかっております。業務運営の問題、やはり組織として発見できなかった、防げなかった、管理者の業務管理、こちらに問題があったというふうに認識しております。また、意識面の問題でございますけれども、コンプライアンス、さらには報告する文化、常に問いかける姿勢、こういったものがまだまだ一人一人まで十分に浸透、徹底していなかったものと考えております。

このような原因分析を踏まえまして、以下再発防止対策が⑭ページ目から書いてございます。まず、業務管理の仕組みの問題でございます。これに対しては、EAMでの管理をさらに進めてまいります。また、先ほども申しました手順の不備につきましても、確実に見直しをしてまいります。

⑮ページ目、業務運営の問題でございます。まずは、管理者のマネジメントの改善の必要がございます。今回の事例を踏まえまして、一層の教育研修の充実を図ってまいります。また、監査等に当たっては、当社の1人の対応とはしないと、こういったルールもつくって徹底してまいります。内部牽制の強化につながる管理方法の改善として、根拠資料との照合、あるいは複数でのチェックを徹底してまいります。

続いて、⑯ページ目、意識面の問題に対する対策でございます。まず、本事案の事例研修を実施いたします。9月11日の翌週早々には発電所員、さらには構内の協力会社の方に集まっていただきまして、本事案、さらには再発防止対策、そういったものの徹底を図っております。そして、地域に対し一人一人が約束を果たし続ける意識のさらなる向上、何より地域の皆様の信頼なくして発電所の運営は成り立ちません。これまでも地域への訪問活動、地域行事への参加など進めておりましたけれども、一層拡大してまいりたいと思っております。最後は適切な発注業務管理の推進でございます。今回の問題は、全て当社の責任でございまして、点検を請け負われた会社のほうには非は一切ございません。実は、その点検を行ってもらいましたメーカーのほうからも、再三当該担当者には支払いの請求がなされておりました。もし、その請求を上司のほうへ一言声をかけていただければ、ま

た、展開は異なるものになったかもしれません。そういったことも含めまして、再度、こういった発注業務を受けていただきます会社の皆さんにも本事例を御案内して、適切な当社との受注業務、こういったものの要請も行ったところでございます。

22ページ目からが、第三者の方の関与でございます。㉓ページ目、2つの外部の委員会でございます。1つは、原子力安全文化有識者会議、点検不備の対策を受けて構成した会議体でございますけれども、社外有識者7名から成るこの会議体、9月5日に、今回事案の検証をいただいております。また、企業倫理委員会につきましても、8月18日、同じように検証を受けてございます。次が、㉔ページ目でございます。今回3人の外部の方の検証を受けておりますけれども、そのうち、弁護士の方お二人、さらには、コンプライアンス・リスク管理専門家、笹本先生でございますけれども、3人。この3人の方、冒頭にも申し上げましたけれども、当該担当者への直接的な聞き取りなども行っていただいております。いずれも原因分析、場合によってはも含めて検証いただいておりますが、会議体、あるいは外部第三者の方、いずれしても、組織として防ぎ切れなかった、そこが大きな問題という、当然ながらの御指摘をいただいております。

最後に、㉕ページ目、終わりにとございますけれども、私ども、今回のこの再発防止対策とは別に、この2つ目のパラグラフに書いてございますけれども、現在、原子力部門人材育成プログラム、仮称ではございますけれども策定を進めております。繰り返しになりますけれども、地域の信頼あってこそその原子力発電所と、そういった基本的な意識の浸透をこのプログラムの策定によって進めてまいりたいというふうに考えております。

私からの御説明は以上でございます。

○松浦会長 それでは、ただいま説明がありました事項につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いしたいと思います。

はい。

○安達委員 委員の安達といいます。今の説明で実に、済みません、2点聞き漏らしもあったかもしれませんが、質問させていただきたいと思いますが、原燃に搬出する前の内部での管理体制の問題だと思うんですけど、2者点検とか3者点検、前回のこの委員会でも言ったんですけど、原燃さんが指摘する前に、何で内部で点検とかチェックでわからなかったかなというのが、いま一つ、もう一つわかりませんので。

それと2つ目なんですけど、この機器ですね、水量計とかモルタル計なんですけど、こういうのも、私、素人で申しわけないんですけど、こういう機器ということで非常に重要な機

器だと思うんですが、最初からこの構築されたEAMですか、のところに、何でその項目が漏れるんだろうという、これも非常に素人的に不思議でならないんですけど。こんな漏れる感じの知識レベルでいいんかいなと、こんな大きいシステムを原発というのを扱われるですね、というのが素朴に感じます。この2点、ちょっと質問させてください。

○松浦会長 どうぞ。

○中国電力 古林でございます。まず第1点目、日本原燃さんに搬出する前の社内の点検の仕組みといたしますか、状況でございます。本来でございますと、メーカーに適正に発注をし、メーカーからその点検結果の報告書が出され、それを担当者が課長まで報告、上覧をして、課長はその結果を確認をするという流れが本来の流れでございますが、今回、先ほど御説明を申し上げましたように、本人は正式な発注手続ができなかったということで、なおかつその後、メーカーからこの機器についてのふぐあいの状況も報告をされ、混乱の中で十分な対応ができなかった、すなわち、みずから自分の中で全て処理をしようということで、どんどんどんどん深みに入っていったということでございます。

それから、流量計、モルタルのこの供給量をはかる計器のEAMへの登録がしてなかったということに対する御質問でございますけれども、原子力発電所本来、大部分の機器は定期検査で点検をいたします。そういたしますと、13カ月でプラントというのは運転をして、次の定期検査を迎えるというのが一般的でございます。大部分の機器は、1年を超えて点検をするということで、そういったインターバルでもってのシステムを構築をいたしております。本件機器は、半年に1回点検をするということで、EAMとは別の仕組みで管理をするということにしておったものでございます。こういった類いの検査のインターバルが不定期になるとかいうものも含めまして、全部で315の機器がEAMから外れていたというものでございました。実際に管理表自体ができていなかったのが3つございまして、その中の2つが当該の機器であったということでございます。以上です。

○松浦会長 ほかにございますか。

○安達委員 ありがとうございます。

ちょっと今のことでコメントだけ。ということは、1点目ですけど、その提出するものを点検するのは上司の方であったということのようなんですけど、何か体制的にプアーかなと貧弱かなと、もっと重要なところなんで重要なさらなる点検体制があるべきではないかなという気がしました。

それから、2つ目なんですけど、別にEAMでなくってもエクセルでもいいんですけど、

こいつ重要なことだから、ちゃんと管理しとかんといかんよねという、そういう思いが何でなかったのかなというのが、今の説明からもう一つ受け取れませんでしたねというちょっとコメントだけさせてください。以上です。

○松浦会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○阪本委員 阪本といいます。3点ほどちょっと質問させていただきたいと思います。先ほどの発表で、当初の発表との食い違いが起きたことについてちょっと理解できません。会社の当初の発表の調査体制に、僕は問題があったんじゃないかと思うんで、その点の反省どうされてるかいうことを聞きたいと思います。

それにかかわって、記録の偽造をされてるわけですよね。この責任というのはどういう形でとられてきたのかということですね。

それから、きょう配られました規制庁の資料で、監視処分を決められたのは、偽造記録を行ったことも含めて監視処分されたのでしょうか。この資料見てますと、当初の発表に基づいての処分だというふうに思うんで、その点ちょっと規制庁のほうからも説明聞きたいと思います。

それから、平成22年の自殺者まで出した、ああいう不正点検の反省がきちっと僕はできてないんじゃないかなというふうに思います。あのときにつくられた安全文化有識者会議も機能していないから、こういうことが再び起きたというふうに思っておりまして、今後、そういった組織をつくられて、本当に機能するのにどういう担保策を持っておられるのかを聞きたいと思います。

それから3つ目は、先ほどから何度も言われてますけれども、地域の信頼を得るために頑張るということは結構なんですけれども、そうしますと、この場だけじゃなくって、地域の信頼を得るためにも、地元できちっと説明会を数度開かれて、市民の皆さんに真相を話していくことは大事だと思います。その3点ちょっとお願いしたいと思います。以上です。

○松浦会長 規制委員会の件については、後から規制委員会のほうで説明があると思いますので、そちらで対応させてください。

○中国電力 古林でございます。まず1点目でございます。当社の6月末の事象の発表から、その後、内容に食い違いがあったことに対する御指摘でございますけれども、6月の下旬に発表したところでございますけれども、その範囲において本人からの聞き取り、本

人も体調不良で、結局確認ができましたのが最終日に近いところまでございまして、その後も会社に出れないというふうな状況がございまして、非常に限られた範囲での調査となりました。そういった状況から十分でない点があったかとは思いますが、本人の記録の改ざんといったことも、記者会見の場では御説明をしておりますし、何よりも第三者による、当社の調査ではなくて、第三者による調査が重要だというふうな判断のもとにこういった評価をいたしております。そういう意味では、その外部の方の評価結果というのが、こういった問題については非常に重要であるというふうな認識でございます。

それから、記録の偽造があったということに対する責任の話でございます。もちろん、当該担当者による行為でございますので、当該対等者、それから、これを管理する管理者というものが責任もあるというふうに考えますが、さらには、報告書でも申し上げましたとおり、本人のそういった偽造というものがあっても、組織としてこれをきちんと管理をする、見抜くということが何よりも重要であると、これが、地域の皆様の信頼につながるということでございまして、会社としての責任も感じておるところでございます。

それから、平成22年の点検不備問題の反省の上に立った対応ということでの御指摘でございます。当時の事案をもとに、安全文化有識者会議、現在も続けております。外部の委員の皆様方には、現在は年に2回程度、上期、下期ということで実施をさせていただいております。当社といたしましては、外部の皆様の忌憚のない御意見をお聞きして、そういったコメントを今後の対策にも十分反映してまいりたいというふうに考えております。何よりも、当時の対策が一人一人にまで十分浸透していなかったということが大きな反省であろうというふうに考えておるところでございます。

それから、地域の皆様への説明会についても御指摘をいただいたところでございます。これまで、30キロ圏内の各自治体の皆様方を中心に、こういった安全対策協議会、いわゆる外部の方も入っていただける協議会での説明も重ねてまいっております。それから、先月の上旬には、本件に関する概要を資料にまとめまして、およそ25万部の資料を地域の皆様に御理解いただけるようにわかりやすくまとめて配布をさせていただいたところでございます。今後も再発防止対策を進めてまいるわけございまして、その状況についてもわかりやすく引き続き説明をさせていただく所存でございます。以上のとおりでございます。

○松浦会長 木村さん、いいですか。

はい。

○木村委員 この事案についてですね、当該の方、失念っていうんだったら、ヒューマンエラーの範囲かと思うんですけど、偽造ですね、コピーを張りつけて、押印も張りつけてたと。なぜこういう不正をするに、この担当者が至ったかということについて、その心理的な状況等も踏まえてどのようにお考えなのか。これがばれると首になるかもしれないというようなことであれば、こういうことをされるのではないかと思うんですね。ヒューマンエラーじゃなくって何だろう、この労務管理の問題みたいなものがあると思うんですけど、この方がなぜ偽造までされたかということについて、どういうふうにお考えなのかということが1点と。

監査等、私たちは中電さんが選ばれた外部有識者3人の方が適正に監査をされたということですが、実際、ちょっとこういう話本当かなと、ちゃんとやってるのかなというときに、実際にその書類の一つ一つで、私たちも昔オンブズマンでやったんですけど、よく日付を書きかえてあったり、何かしてるわけですね。その辺を監査をするときに、本当に全部の文章をこうやって透かしてみてね、何かここだけインクの色が違うわなみたいなどころとか、印鑑とかも一生懸命見ますよね。そういうことまで、この監査っていうのはおやりになっているのか。当該課長、内部で調べられたのと、外部の3人の方が見て、大丈夫だったっていうんですが、その辺のやり方について細かく具体的に教えていただきたいです。

○松浦会長 どうぞ。

○中国電力 まず、1点目の担当者にかかわる御質問でございます。先ほどの御説明でも少し触れさせていただきましたところですが、本人は、本事案に関しまして、ドラム缶を作製をするという時期が比較的迫っていた関係で、早く点検をしなきゃいけないということで、正式な発注は後でということでメールでそのメーカーさんをお願いをしたと。その後、正式な発注を忘れたことによって、その後の機器の十分ないわゆる健全な状態でないということの報告を受けて、混乱をして、結局その後の、自分が隠したことをどんどんどんどん上に報告するということが自分の評価の低下につながるという認識のもとに、どんどんどんどん自分で隠してしまったということと調査の結果が示しているところでございます。これにつきまして、本当に本人から言い出せる環境だったのかということ、改めてその後周囲からも聞いてるところです。あるいは、本人からの言葉も出てるんですけども、決して周辺の仲間に話がしにくいということではなかったんですけども、結局、自

分の保身のためにそういうことになってしまったというふうに聞いております。引き続き、こういった作業のプロセスが適正に進められるように、お互いにチェックができるような、そういう職場風土をつくっていくということが重要だというふうに思っております。

それから、監査の件で御指摘をいただきました。今回、社内では全てそのデータを本人が自分に抱え込んで、外に、周りの人間にも見せないということで、日本原燃さんが行った監査に自分の判断で改ざんしたデータを出したということでございます。日本原燃さんは、この資料を見られて日付が変わっているんだけど、その中のデータが変わっていないということですのですぐに気がつかれたというふうに伺っております。そういった意味でも、社内においてもやはりこういった資料の作成の段階で、そういったチェックができる、そういうことが重要だというふうに思っております。以上です。

○松浦会長 それでは、ちょっと時間の関係もありますので、まず規制委員会のほうから説明をしていただいて、その後、済みませんが、御質問を受け付けたいと思います。

じゃあ、よろしく。

○島根原子力規制事務所 島根原子力規制事務所の竹原でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

本日は、島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正不備について、原子力規制庁として保安規定違反に至った理由、またその意味、本件についてこれまで確認してきた事実、さらには今後の対応について、短い時間ではございますがお話しさせていただきます。

まず、本題に入る前でございますが、規制事務所として一言申し上げます。

今回、6月26日に判明した本件、校正不備でございます。事務所としても非常に残念なことであったと考えております。平成22年の点検不備問題では、保守管理に重大な欠陥があるとして特別な保安検査を実施しました。中国電力の示した再発防止対策等の取り組みが定着していると評価した上で、通常の体制に移行したのが2年前でございました。その後発生した今回の事案でございます。校正不備の問題、前回と全く同じというものではないとしても、今回、また保安規定違反でございます。当規制事務所としても改めて厳格に指導してまいりたいと考えております。

さて、本題でございますが、資料3-1と資料3-2ということで2部御用意させていただきました。平成27年の8月5日に、原子力規制委員会です承された資料3-1でございます。平成27年度第1四半期の保安検査の実施状況についてというものと、発電用

原子炉施設保安検査実施要領の2部でございます。それぞれ今回の案件部分を抜粋して提示させていただきました。今回の保安規定違反の内容でございますけども、資料3-1の2ページ目の一番下の欄、5行にわたって書いてある部分並びにその次のページ、ページ番号では41ページと打ってございますが、そのページの41ページの中段以降に記載してございます。そのあたりを、特にこの41ページの中段以降を御参考にしながら聞いていただけたらと思います。

まず、経緯でございます。平成27年6月26日に3つ流量計の点検が行われていなかったことが判明した旨の報告がございました。保安規定に基づく、半年、あるいは1年に1回校正を実施することとなっておりますが、担当者が校正を失念した上、さらに過去の記録の写しを用いて校正を実施したかのように記録を作成していたことを、我々は確認しております。校正を実施したかのように記録を作成していたという部分でございますが、俗に言えば、捏造とということになるかと思えます。その捏造されていた記録を、中国電力は約2年の間、組織として検出することが、見つけ出すことができなかったという状況がございました。つまり、業務の管理が適切に行われていなかったことから、我々は保安規定第3条（品質保証計画）業務の管理という部分の履行が十分でなかったとして、保安規定違反と判断をさせていただきました。

一方で、違反のレベルでございますが、今回の計器については、原子力安全に及ぼす影響は軽微と判断して、保安規定違反の基準のうち、監視と判定しました。言葉で言うとなかなかわかりにくいので、もう一つの資料3-2をごらんになっていただければと思います。その一番最後のページでございます。保安規定違反の判定基準というのがございます。これが全ての保安規定違反に対する判定基準表でございます。今回の部分はその判定区分、左の欄の一番下の監視という部分に該当するということとしました。この監視というのは何なのかというと、我々事務所が、保安検査等を通じて事業者の行う改善措置の実施状況を継続的に監視していくというものとなっております。

ちょっと話はそれるかもしれませんが、昨今、私のほうがこの判定基準のことで、軽微とか、軽微と判断したとかいう言い方で言葉が新聞とかでよく書かれていると思いますが、本件は、保安規定違反でございます。決して軽微な案件ではございません。重大な問題でございます。報告書の軽微という言葉は、あくまで保安規定違反のレベルを判断するために使用されるものでございますので、その点は御理解いただければと考えております。

なお、捏造については、個人が実施したことで、組織的な問題として保安規定違反とい

うような形で今回上げてはおりません。我々も重大な問題であると認識はしております。中国電力がこれまで実施してきた安全文化醸成活動について、さらに充実、実施されるよう、この点も確認していくということにしております。これは実は、次のページの42ページのところの一番上の部分に入れさせていただいて、引き続き確認していくということとしております。

ちょっとこの資料には間に合わなかったんですが、本日、規制委員会の報告、今回の第2回の保安検査の報告をさせていただきました。事実関係の追加でございますが、その中で我々は、9月11日までに実施した保安検査によって、他の同様な機器、先ほど中国電力のほうから説明がありましたが、EAM以外で管理しているような機器、それらの業務管理が適切に行われていない機器はなかったと一応確認をしております。

続いて、今後の対応でございますけれども、電力会社が実施する再発防止対策を、日々の保安調査並びに保安検査を通じて確認してまいります。予定としては、12月の頭に今年度第3回の保安検査を実施する予定でございます。その時点で、ある程度の電力会社の行う再発防止対策の進捗状況の確認ができると考えておりますが、体制の監視でございますので、その時点でもう全て終わりましたということとはなかなか申し上げることはできません。終わりというものではありません。引き続き監視していくということではございますけれども、何らかの形で、保安検査の報告、その他、何らかの形で皆様方には広く報告してまいりたいとは考えております。私のほうからは、以上でございます。

○松浦会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問なり、御意見、ございますでしょうか。

どうぞ。

○石橋委員 ただいまの説明についてということでしたけど、その前に手を挙げておったもんですから、その関連でも質問させていただきます。

中国電力は、前回の点検漏れのときにも今回も、そしてその前の土用ダムデータの改ざんの場合にも、不正を隠さない組織風土づくり、これを目指すということを言っておられました。今回見ましても、不正を隠さないというのが、要するに不正を告発するという観点しか持っておられないんじゃないかなと。要するに、土用ダムの際にも、内部通報制度の充実でありますし、今回の場合も内部牽制をする体制の強化を図るというふうに書いてあります。2号機、1号機の大規模な点検漏れのときに、島根町での説明会の際に、中国

電力の幹部の方は、場内から中国電力には「報、連、相」^{ほう れん そう}がないという指摘を受けられたはずです。いわゆる企業としては報告、連絡、相談、この体制が全くないんじゃないかということ言われたはずです。今回の場合も、中国電力の資料の12ページの平成26年9月のところを見ますと、手続漏れの発覚を恐れ完了をしなかったと、そのためにデータ捏造に至ったんだとあります。このときに、こうこうこういうことだと、こういうことでどうしようかという相談ができていれば、今回の事案は起きなかったはずなんですよ。要するにこれは、中国電力のそもそも企業体質の問題として起きてきているというふうに私は考えます。1人しかやってないものを牽制するといっても、牽制のしようがない。間違いを起こしたときに素直に相談できる体制というものが、中国電力そのものの体質として受け入れない体質があるんじゃないかと。それが改善されない限り、今回の事案ではこれ以外にはなかったと言われてますが、ほかの部門でまた起きないという保証はないと考えますが、その辺、規制庁のほうなり、中電なり、どういうふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

○松浦会長 どうぞ。

○中国電力 中国電力の古林でございます。委員御指摘のとおりハウレンソウの件については、今回、この担当者が十分できなかったということで、本人もそういう説明をしてくれております。確かに自分が最初に一言、発注を忘れておりましたと言って周りに相談すれば、こういった事態に発展はしなかったというふうに認識をいたしております。職場の雰囲気として言い出しにくいわけではなかったんだけど、自分の保身のために言い出せなくなってしまったというのが事実であろうというふうに調査の結果受け取っております。安全文化有識者会議の中でもいろいろ御議論をいただいております。そういった中では、安全文化醸成活動の展開はそれなりに評価できるということで御指摘もいただいていたところでございます。それだけに、一人一人まできちんとそういった意識が浸透していなかったということは、我々も非常に残念に思っております。そうした意味できちんとそういった一人一人まで、こういった意識が高まるような活動を今後展開をしていきたいというふうに考えております。引き続き御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○松浦会長 規制委員会のほう。

○島根原子力規制事務所 規制委員会のほうで回答させていただきます。

個人の捏造でございますが、ちょっと先ほども若干説明させていただきましたが、保安規定違反という形でちょっととることは非常に難しゅうございまして、その点では、今回

もとってないんですけども、前回の点検不備以降、安全文化を充実させるという中国電力の再発防止対策が実行されてきておりました。その再発防止対策について、我々ずっと確認してまいっております、相対的に見れば適切にやられていると考えております。直近の確認の部分でも、ある程度しっかりやっってるなというふうに見れております。しかしながら、こういった形で個人が捏造という形で出てきた以上、やらなきゃいけないことはたくさんあるとは思っております。規制委員会としては、この個人の捏造を安全文化で100%なくすのは無理であると考えております。教育でもって100%なくすのは無理だと考えております。ただ、それを限りなく少なくするということは必要だと思っておりますので、引き続き安全文化について中国電力に対して指導してまいっていくというところでございます。ただ、そういったことが起こったとしても、決して1年も2年も放置されるような仕組みはつくってはいけなと、そういうふうと考えて、我々は指導しております。以上でございます。

○中国電力 委員長。

○松浦会長 はい。

○中国電力 ちょっと補足をさせていただきます。先ほど、安全文化有識者会議で電力の中でそういった浸透ができていたという御指摘があったという御説明をいたしましたけれども、平成22年の点検不備以降、当社におきましては、発電所で何かふぐあいがあったときに不適合管理という制度を入れておりまして、本人が何でも言い出せるような、そういう制度を設けており、そういった件数も年々1,000件程度は出てきておりまして、必ずしも言い出しにくいという環境には全体的にはないということでございます。以上です。

○松浦会長 ほかにございますか。

それでは、ないようでございますので……。 (発言する者あり)

どうぞ、済みません。

○舟木委員 公募委員の舟木です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、再発防止対策のことについてお伺いしたいんですけども、先ほどから何度も原子力安全文化醸成活動が不十分だったというようなお話がされています。私は、具体的に22年の問題が起きてから今までに、どのような原子力安全文化を浸透させていくっていうか、醸成させていくための研修っていうか、活動っていうか、そういうことをなされていたのか。そして、どういうものがそこに関して不足していたから、今回のようなこ

とがまた起きてしまったのか、そこら辺に対するもう少し詳しい報告が聞きたいなというふうに思いました。

福島原発事故が起きたときにも、あらゆる報道を見て感じたのは、安全神話というふうに呼ばれる、そういうものに一番侵されていたのは、当該の原子力発電所にかかわる社員というか、職員というかの皆さんだったのではないかなというふうに私は感じたんです。そういう意味でいうと、一般企業とかでもあるコンプライアンスとか、そういったものの教育を進めていくことは当然ですけれども、自分たちの会社がたゞ事故を起こした場合、どのような大きな被害を地域住民に及ぼすのかということに対する、原発の危険性に対する教育というか、原発をつかさどるというか、やっていくことに対する恐れ教育というか、そういうものがとっても不足してるんじゃないかなというふうに思います。今回のことに関しても、原子力の安全面から見れば確かにレベルでいうと軽微だったかもしれないけれども、そういうことで不正をしてしまうという、原子力という大変なものを扱っている中で不正をしてしまうということに対する恐れとか、自分に対する思いよりも、会社の中での自分の立場とか、そういうことがよくないことになってしまう恐れの方が上回ってしまったから、やはり不正が起きたんじゃないかなというふうに思うんですね。だからそこら辺を本当に十分に、原子力を取り扱う社員や職員の人たちに徹底していくためには、どういった安全教育が必要かということは、電力会社だけではなく規制庁のほうも、もう少し私たちに納得のいくような御説明をいただきたいなというふうに思います。

それと、中電さんになんですが、地元説明会の開催に対しての返答で、25万部の資料を配ったということをおっしゃいました。配ってそれで終わりなのかなというふうに思います。やっぱりいろんなところで地元説明会をして、そこへ社員が出向いてじかに地域の住民たちがどういう思いをこの問題に対して持っているのか、原発に対してどんな不安を感じているのかっていうのをやはり相対して、直接聞くっていうことが、先ほどの原発の危険性とか、原発への恐れ教育にもつながると思うし、お客様視点、お客様というの、ちょっとあんまりいい表現ではないと思うんですけれども、お客様視点の価値観を認識する絶好の機会だというふうに思いますので、資料を配って終わりにしたということでなく、きちんと地元説明会を開いていただきたいと思います。以上です。

○松浦会長　どうぞ。

○中国電力　発電所長の北野でございます。いろんな御意見をありがとうございます。

安全文化醸成活動につきましては、点検不備以降に原子力強化プロジェクトという組織

を立ち上げまして、その組織を中心にいろんな研修をしまいいりました。その中には、まず第一にやはり原子力の安全が最優先であると、全てにおいて最優先であるという、これが安全文化の第一でございまして、ほかよりも何よりも、まずは原子力の安全を優先する、コストでもなく手間でもなく安全が最優先ということでございます。その辺が、いろんな研修会であったり、講演会であったり、あるいは地域行事の中での意見聴取であったり、いろんな活動を続けてまいりまして、かなり浸透してまいったとは思っていましたが、今回の事案のように、やはり自分の保身というのを優先してしまうというのがごく一部にいたということは大変重く受けとめておりまして、改めまして、原子力の安全を最優先にするという観点の教育、それは、おっしゃるとおり原子力が大変危険なもので、それを扱う者に対しては、地域に対して十分に責任があるということも含めてしっかりと教育してまいりたいというふうに考えております。

○中国電力 委員長。

○松浦会長 はい。

○中国電力 それから、お客様、地域の皆様のお声を直接お聞きし、みずから御説明をするという観点での御指摘をいただきました。今回の対策にも盛り込んでおるところでございますけれども、従来もそういった施策を平成22年の点検不備で検討しておりましたけれども、今回それを拡大をしてより幅広く、基本は全員が地域に出て、年に1回はお客様の声が聞けるような、そういう活動を展開しようということで今回の対策に盛り込んだところでございます。もちろん資料を配って終わりということではなくて、地域の皆様の御質問に真摯にお答えをするという観点から積極的に地域の皆様の声を伺いながら、原子力についての御理解が高まるような、そういった活動を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○松浦会長 いいですか。

どうぞ。

○島根原子力規制事務所 先ほど、御提案いただきました恐れのエ教育等々、非常に参考になりました。今後の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○松浦会長 それでは、いろいろほかにも御意見おありだと思いますけれども、時間の関係もございまして、次の議題、(2)その他に移らせていただきたいと思います。事務局のほうで何かありますのでしょうか。

○矢野課長 ございません。

○安達委員 済みません、よろしいですか。

○松浦会長 はい。何ですか。

○安達委員 済みません、委員の安達ですけども、なかなかこういう機会ないので、きょうの本題のほうではないことで、松江市さんのほうに対して要望と質問があります。2点あります。

1つは、今、避難調査されてますよね。島根県、松江市共同ということだと思います。私、実は鹿島の人間なんで、PAZ、ぱっと逃げる範囲の人間だということで避難調査の対象になってまして、1週間ほど前、対象でございました。この調査すること自体は、避難計画に役立てるということで、これはオーケーだというふうに思ってますが、この避難調査の項目についてなんです、10月1日時点でおたくはどうですかって言って3週間後に聞かれてるし、実は、きょうの地区の人のところへ行ったら、きょうもされてますから1カ月前はどうしてたかって聞かれて、そんなことわかるわけないですよ。覚えてるわけないんで大体こうだったかなって答えたんですが、うちの場合は5人なので、私がおると車もあるので車で逃げます、5人なので全員乗れますって、とりあえずいたからそう答えましたが、そのときに、私がいなかったら4人はバスで運んでもらわんといかんのですって言ったんで、そういう調査項目ありますかって聞きました。じゃあ、それは後でって言われたんで、じゃあ、後そういうケースの質問もあるのかなと思ったら、これで終わりですって、なかったんですね。後でって言われたんで、またそういう調査を、そういうよくないケース、最悪のケースの調査ってされるんでしょうかねって、そんな二度手間されるのかなと。どうせなら、そんなに税金使うのもったいないので1回で終わっちゃって、簡単に言ったら最良ケース、普通ケース、最悪ケースぐらいのパターンは調査すべきであろうというふうに私はそのとき思いました。そのあたりをどう考えておられるのかなということです。で、今回の調査範囲で、もしその結果を公開されることがあるなら、ちゃんとこれは最悪ケースではないですよとか、そういうことを最初に断った上で公表していただきたいし、最悪ケースがどうなのかということもきちんと調査して計画に反映させていたいただきたいということを、今言っとかないと大分後になったらもう終わりになっちゃいますので、あえて言わせていただきました。

それともう1点は、何回か事務局さんというか、安全対策課さんのほうに、ホームページでこの議事資料とか質問等も含めてないよということをおっしゃっていましたが、やっと数年分がまとめてホームページに公開されて、ちょっとおくれればせながらでもそれはいいか

など、前回分も載ってましたんでいいかなというふうに思いますが、今回もあります質問と回答、これも限られた時間の中で、これ非常にいいことだということでぜひ続けてやっていただきたいんですが、これが公開されておりました。これも、ここ公開の場でしゃべったことではないかもしれませんが、委員に回答が配られるようなこともありますので、委員さんの特段の異議がなければ公開すべきだというふうに私は考えますが、そのあたりをどういうふうにされますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○島田次長 島根県の防災部、島田でございます。P A Z 圏内の調査についてお答えさせていただきます。

最悪ケースも想定してもっと調査項目をふやすといったことが必要ではないかというような御指摘だったというようにお聞きしました。この点につきましては、確かにおっしゃるとおり、いろんなケースがあろうかと思います。私どもとしましては、まず基本形をやっぱりつくって行って、あと、そのケースに応じてどういうふうに変化させていくのか、どういうふうな対応が必要であるのかということを上でまた検討してまいりたいと思っております。今回の調査は、あくまでその基本形をつくるための調査だということで御理解願いたいと思います。

○安達委員 わかりましたけど、どういう基本形かっていうことを全然、地区に配られました御協力のお願ひにも書いてないし、調査員からも説明なしに、10月1日ですって、それしかないんですよね。ただ、そういう今基本形でと、次もそういうことを踏まえて、最悪ケースだとか、最良もやってもいいかしらん、やりますよとかいうことをちゃんと宣言しておくべきだろうというふうに思います。お願いします。

○島田次長 わかりました。

○矢野課長 松江市の原子力安全課長の矢野でございます。

ホームページの件でございます。質問とか、後日回答させていただいた内容、これにつきましては、結構専門的なことを御質問される方もいらっしゃるって、今回のこの議事とは関係ない事項とかもいろいろございますので、ちょっと中身についてはこちらのほうで検討させていただきたいと思っております。

○松浦会長 それでは、以上で議事につきましては、終わらせていただきたいと思います。

皆様方には、大変活発な御発言をいただきまして、ありがとうございました。

まず、中国電力におかれましては、この再発防止対策等、これを徹底していただきたいというふうをお願いをしたいと思います。また、原子力規制委員会におかれましては、厳

格な指導、監督を徹底していただきたいと。

私は、先般、規制庁に行きましてお願いをしたのは、前回の事案が起こったときの特別保安検査を行ったのは保安院だったわけですが、しかし、その保安院の検査、指導、こういったものについては、そのまま規制委員会が引き継がれてるというふうに私どもは思っているわけでございます、事実そうだと思いますが。そういう意味で、ぜひこの厳格な指導、監督というものを徹底をしていただきたいと。そして、それに対しての評価結果というものを市民に対して丁寧に御説明をいただきますようお願いをいたしたいと思います。

本日は、大変時間が限られた中での御臨席を賜りまして、大変ありがとうございました。今後とも、皆様方の御理解、御協力、よろしくお願い申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。

○矢野課長 以上をもちまして、第2回の安対協につきましては、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

質問ができなかった皆様、質問用紙のほう、1週間程度のところでこちらのほうに提出していただければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。